

术与也沙通信2月号

発行:旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター

この通信は、ボランティアセンターの取組や活動の報告、募集などボランティアに関する情報をお届けします!

パラスポーツを応援するボランティア



パラスポーツとは、一般のスポーツに障がいの種類や程度に応じてルールなどを 工夫して、障がいのある人のために考案されたスポーツや障がいの有無に関係なく、 ともに楽しめるスポーツです。

今回は、パラスポーツにかかわるボランティア活動を紹介いたします。

フロアハベレーボール



フロアバレーボールとは、全盲や弱視の視覚障がい者と健常者が ー緒にプレーできるように考案された球技です。

旭川永嶺高校2年生の市川苺花さんと河合心結さんの二人は障がいのある方とかかわるボランティア活動をしたいとフロアバレーボールに参加しました。視覚に障がいがある方がプレーできるように工夫さ

れたルールを知り、一緒にスポーツを体験することで「盲導犬とののふれあいやフロアバレーを通して、目の見えない人との関わり方を少しだけ理解出来たような気がします。」と感想がありました。







2022年 カレンダーリザイクル市

例年、年末年始に旭川パラスポーツ競技会主催で 「カレンダーリサイクル市」が行われています。

障がいのある方とボランティアさんが一緒になって、カレンダーを広げ種類別に分ける作業を行い、カレンダーを販売します。また、販売した収益は、パラスポーツの振興に企てられます。

「新しい年のカレンダーを見ながら仲間と一緒に行 う作業はとても楽しい」とボランティアさんの感想が ありました。



このたびは、たくさんの方にカレンダーリサイクル市のボランティアに応募いただき誠にありがとうございました。コロナウイルス感染拡大防止のため、少人数の募集人数となっていた関係上、早期に定員となりました。今回、応募いただいたものの参加できなかった方には申し訳ありませんが、何卒ご容赦ください。



令和4年3月1日(火)~令和4年度ボランティア保険受付開始

ボランティアセンター登録者(団体)の皆さまへ、安心してボランティア活動を行っていただく ために、ボランティア保険の加入をお勧めしています。

ボランティア活動保険

ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの 方々のための補償制度です。令和4年度から「特定感染症重点プラン」が新設されます。

【令和4年度加入プラン】

			 天災・地震補償プラン 	【新設】 特定感染症重点プラン
年間保険料		350円	500円	550円
死亡保険金		1,040万円		
後遺障害保険金		1, 040万円(限度額)		
入院保険日額		6,500円		
手術保険金	入院中の手術	65,000円		
	外来の手術	32, 500円		
通院保険金額		4,000円		
特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷		補償なし×	補償有り〇	補償有り〇
賠償の補償 賠償責任保険(対人・対物共通)		5億円(限度額)		
	保険金 障害保険 保険金 保険金 感染症 ・噴火・	保険金 障害保険金 保険日額 保険金 保険金額 保険金額 感染症 ・噴火・津波による死傷	保険金 障害保険金 保険日額 保険金 保険金額 保険金額 感染症 補償開始日から ・噴火・津波による死傷 補償なし×	F間保険料 350円 500円 保険金 1,040万円(限 保険日額 6,500円 保険金 65,000円 外来の手術 32,500円 保険金額 4,000円 感染症 補償開始日から10日以内は補償対象外 ・噴火・津波による死傷 補償なし× 補償有り○

令和4年度のボランティア行事用保険 福祉サービス総合補償 <mark>送迎サービス補償</mark>は、保険料・保険金額・補償内容ともに前年度からの改定はありません。各種保険の詳細については、ボランティアセンターへお問合せください。

ゆうちょ銀行からの払込み時の料金新設・改定について

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行において払込み時の料金が改定されたことにより、現金で払込みされる場合、 払込みされるお客様(振込人)に対して1件ごとに110円の料金が加算されますので、ご注意ください。

(ゆうちょ銀行の通帳またはキャッシュカードを利用して口座からお支払いの場合は 料金に変更はありません) 【ゆうちょ銀行専用 払込票を使用した場合の料金】

	通帳・キャッシュカードでの払い込み	現金での払い込み
従来からの払込み料金	O円	O円
令和4年1月17日以降新設料金	O円	110円
合計	O円	110円

おねがい

年度末を迎えますが、転居される方(旭川市外への転出を含む)、ボランティア 団体の代表者が変更となる等の場合には、ボランティアセンターへお知らせください。

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター・問合せ先							
住 所	〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階						
電話	21-5550	メール	volunteer@asahikawa-shakyo.or.jp				
FAX	23-0746	Facebook	「まちづくり ボランティア 旭川」で検索くださん				
ホームページ http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/volunteer/							